

設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

設 立 趣 旨

(改 正 案)

平成 17 年 4 月 1 日に『公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)』が施行され、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)』において、調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられた。

公共事業の事業上流部において実施される調査・設計業務などの成果品の品質確保は、社会要請としての公共事業の品質確保に重要な役割を果たしており、入札・契約制度の適正化の取り組みは『総合評価落札方式』の導入など、新しい段階に入ったところである。

また、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において、平成 18 年 9 月に国土交通省直轄事業における発注者の責任と建設生産システムの在り方の基本的な方向を示すとともに、個別施策について専門的視点から検討を行うこととされた。

このような背景のもと、本懇談会は、国土交通省・関東地方整備局における調査・設計業務等の成果の向上に資する諸方策や様々な課題について、発注者、受注者及び学識経験者の三者により政策・方策の立案に資する相互の意見交換を行うものである。

平成 18 年 6 月 29 日策定

平成 18 年 10 月 31 日改正